

処 分 基 準

令和5年7月13日作成

法 令 名： 東京都デートクラブ営業等の規制に関する条例
根 拠 条 項： 第12条第2項
処 分 の 概 要： デートクラブ営業者に対する指示（委託を受けた者による違反）
原権者（委任先）： 東京都公安委員会
法 令 の 定 め：
処 分 基 準： 別紙1「東京都デートクラブ営業等の規制に関する条例に基づく指示の基準及び内容」を参照
問 合 せ 先： 営業所又は営業の本拠となる事務所を管轄する警察署の生活安全課
備 考：

東京都デートクラブ営業等の規制に関する条例に基づく指示の基準及び内容

1 指示の基準

- ア 条例違反行為が行われた場合は、営業者の自主的な条例遵守の努力を促した上、違法状態の是正を図ることから、第12条及び第15条の6の各項に該当するときは、原則として、指示をするものとする。
- イ 指示は、比例原則にのっとり行うこと。
- ウ 指示は、営業者に過大な負担を課さないものとする。
- エ 指示の内容は、違反行為と関連性のあるものとする。
- オ 指示は、その理由、内容、審査請求をすることができる旨等を記載した公安委員会名の文書で行うこと。
- カ 指示は、1回の違反について1回行うものとする。

2 指示の内容

- ア 違反状態が解消されていない場合は、当該違反を解消するため必要な指示をするものとする。
この場合において、当該違反が、指示後直ちに解消させるべきものであるが、それが困難なものである場合は、その態様に応じ、必要最小限度の猶予期間を設けるものとし、また、必要に応じ、違反状態の解消方法を盛り込むものとする。
- イ 違反状態が解消された場合には、将来において同種の違反が行われることを防止するための指示を行うものとする。